



亀岡市監査公表 第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 竹田幸生

令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>総務部 自治防災課</p> <p>行政財産の使用に係る許可事務について、許可申請書に使用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされた。</p>	<p>行政財産の使用の許可に当たっては、申請者に対して、改めて必要事項の記載を指示するとともに、当課においても許可申請書の記載内容の確認を徹底する。</p>
<p>まちづくり推進部 土木管理課</p> <p>JR亀岡駅前・亀岡駅北口自転車等駐車場の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先等が書面で提出されていなかった。</p>	<p>緊急連絡体制表自体は指定管理開始時から作成されていたが、指定管理者からの提出がなかった。</p> <p>指摘を受け、すみやかに指定管理者に緊急連絡体制表を提出させた。</p>

仕様書には、火災、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告することと定められている。

緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先等を書面で提出させ、管理体制を明確にされたい。

また、基本協定書に提出が定められている書類のうち、未提出の書類がなにかを確認した。



亀岡市監査公表 第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 竹田幸生

令和3年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 教育総務課</p> <p>(1) 学校施設使用料について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 学校施設使用料の減免について、減免を受けようとする理由が明示されていないものや減免割合が明示されていないものが見受けられた。</p> <p>亀岡市立学校施設使用条例施行規則には、使用料の減免を受けようとするときは、学校施設使用許可申請書兼許可書及び実績報告書（以下「使用許可書等」という。）に理由を明示しなければならないと定められている。また、教育長は、減免の申請があった場合において、これを審査し、適当と認めた</p>	<p>納付書発行時の調定を徹底した。</p> <p>様式変更に伴い、減免を受けようとする理由の明示については、指摘後遅滞なく団体に指示を行った。</p> <p>以後は、複数人で確認をし、適正な事務処理を徹底した。</p>

<p>ときは、使用許可書等に減免を許可する旨及び減免割合を明示すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、記入もれや摩擦熱で消えるペンが使用されているなどの不備が見受けられた。</p> <p>提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 学校施設使用料の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>複数人による確認を行い、適正な事務処理を徹底した。</p> <p>複数人による確認を行い、適正な事務処理を徹底した。</p>
<p>2 学校教育課</p> <p>学校施設使用料（若木の家）の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと</p>	<p>亀岡市立学校施設使用条例に基づき、適正な使用料を請求し差額未納分を令和3年11月4日付けで納入義務者より徴収した。以後、適正な事務処理を徹底した。</p>

定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。